

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが、災害危険基準高（別表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表に定める高さの基準をいう。以下同じ。）以上である住居用建築物

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

	区 域		高さの基準
(1)	河辺地区	秋田市河辺神内字振作	
(2)	雄和地区	秋田市雄和向野字前開、字源藤太郎、字築土手、字下夕野、字大川端、字鯨沢、字中野、字上野および字向野	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第7号に規定する計画高水位に0.6メートル
		秋田市雄和左手子字白川袋、字岩城沢、字板沢、字碓および字左手子	
		秋田市雄和女米木字山崎、字六百刈、字水里および字女米木	
		秋田市雄和戸賀沢字御江田、字金山沢、字五石前、字九巻および字戸賀沢	

	秋田市雄和相川字高清水、字下野、字銅屋、字新聞、字松山下、字源八沢、字大管場、字新開、字高野、字井戸ノ下および字相川	ルを加えた高さ
	秋田市雄和種沢字小向野、字沼田、字岩瀬、字山王堂、字中村、字太子前、字稻荷前および字金崎	標高13.2メートル

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物等」という。）については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等（当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。）については、この限りでない。